

熊本県時短等要請協力金（第8回）の申請について

よくあるご質問【熊本県内の飲食店等の方】（令和4年3月22日時点）

■要請内容等について

No.	質問	回答
1	協力金支給の対象となる要請の期間はどのようになっていますか？	令和4年2月14日（月）午後8時（※）～令和4年3月21日（月・祝）午後12時まで（飲食店等） （対象期間Ⅰ：2月14日（月）～3月6日（日）、対象期間Ⅱ：3月7日（月）～3月21日（月・祝）） ※認証店かつ午後9時までの時短営業（酒類提供可）を行う飲食店は午後9時
2	要請の内容はどのようなものですか？	【認証店】 ①午後9時から翌日午前5時まで（最終日にあっては、午後12時まで）の間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業を行わない。 ②午後8時から翌日午前5時まで（最終日にあっては、午後12時まで）の間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業及び酒類の提供・持ち込みを終日行わない。 【非認証店】 午後8時から翌日午前5時まで（最終日にあっては、午後12時まで）の間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業及び酒類の提供・持ち込みを終日行わない。 ※宅配サービス又はテイクアウトサービスの提供のみを行う施設は対象外です。 ※今回は店舗におけるカラオケ設備の利用自粛要請は行っておりません。
3	仕入れ・アルバイトの調整等があり、対象期間初日からの対応が出来なかったが、協力金は受給できますか？	今回の協力金については、各対象期間の初日（2月14日（月）、3月7日（月））から営業時間の短縮等を行っていただけない場合は、支給の対象となりません。
4	対象となるエリアは具体的にどこですか？	熊本県内全域です。
5	ランチ営業のみの飲食店は対象になりますか？	要請の対象外なので、協力金の対象になりません。
6	今回の要請期間よりも前から、（コロナの影響により）自らの判断で営業時間を短縮していた場合、協力金の支給対象になりますか？	令和3年12月において、通常営業時間が午後8時（※）を超える事が確認できた場合に支給対象としますので、12月の時点で営業時間を自らの判断で午後8時までに短縮していた場合は、申し訳ございませんが、支給対象となりません。 ※認証店かつ午後9時までの時短営業（酒類提供可）を行う飲食店は午後9時
7	コンビニエンスストアのイートインスペースを閉鎖（時短）した場合も協力金の対象になりますか？	コンビニエンスストアは要請の対象外なので、協力金の対象になりません。
8	ショッピングセンター内のフードコート店舗が時短した場合も協力金の対象となりますか？	個々の店舗がそれぞれ受給の要件を満たせば、対象になります。
9	以下のような場合は協力金の対象となりますか？ ・ホテルや旅館等宿泊施設の宴会場 ・結婚式場や葬儀場 ・マージャン店 ・社団法人や財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）	営業時間の短縮の協力要請を実施する前から、飲食店営業許可を取得し、午後8時（※）を超えて客席の使用を伴う営業を行っている場合は協力金の対象となります。 ※認証店の方で午後9時までの時短営業（酒類提供可）を行う場合は午後9時

No.	質問	回答
10	酒類オーダーストップの制限はありますか？ ※認証店かつ午後9時までの時短営業（酒類提供可）	オーダーストップの定めはありませんが、午後9時までに営業を終了してください。
11	午後9時又は午後8時以降にデリバリー、テイクアウトで営業してもよいですか？	デリバリーやテイクアウトは要請の対象外です。 午後8時（※）までにお店を閉じた飲食店等が、その後デリバリー、テイクアウトを行ったとしても協力金の対象となります。※認証店の方で午後9時までの時短営業（酒類提供可）を行う場合は午後9時
12	宿泊施設の利用者に対する料理、酒類の提供は午後8時（※）を超えても行って良いか？ ※認証店かつ午後9時までの時短営業（酒類提供可）を行う飲食店は午後9時	宿泊施設の利用者に対する飲食の提供は今回の要請対象とはなっていないため、可能です。 なお、宿泊施設の宿泊者以外の利用も可能な飲食店等については、宿泊者以外の利用について、午後8時（※）までの時短要請に協力いただければ協力金の支給対象となります。 ※認証店の方で午後9時までの時短営業（酒類提供可）を行う場合は午後9時
13	時短営業せず休業した場合でも、協力金支給の対象となりますか？	時短要請期間中に休業した場合も、協力金の対象となります。

■協力金について

No.	質問	回答
14	協力金の額はいくらになりますか？ （中小企業の場合）	<p>【認証店】 次の①、②いずれかを選択可能</p> <p>①営業時間を午後9時までに短縮（酒類の提供可） 対象となる店舗における1日あたりの売上高に応じて変わります。 8万3333円以下の場合：2.5万円/日 8万3334円～25万円の場合：2.5万円～7.5万円/日 25万超の場合：7.5万円/日</p> <p>②営業時間を午後8時までに短縮（酒類の提供・持ち込み不可） 対象となる店舗における1日あたりの売上高に応じて変わります。 7万5000円以下の場合：3万円/日 7万5001円～25万円の場合：3万円～10万円/日 25万超の場合：10万円/日</p> <p>【非認証店】 営業時間を午後8時までに短縮（酒類の提供・持ち込み不可） 対象となる店舗における1日あたりの売上高に応じて変わります。 8万3333円以下の場合：2.5万円/日 8万3334円～25万円の場合：2.5万円～7.5万円/日 25万超の場合：7.5万円/日</p> <p>【売上高の算定方法】 前年度（2021年2月、3月）、前々年度（2020年2月、3月）又は前々々年度（2019年2月、3月）の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の売上高÷当該月の日数とします。</p> <p>※大企業の場合と同様に、前年度（2021年2月、3月）、前々年度（2020年2月、3月）又は前々々年度（2019年2月、3月）からの1日あたりの売上高減少額から算出する方法も選択可能です。詳しくはNo.15をご覧ください。</p>

No.	質問	回答
15	協力金の額はいくらになりますか？ (大企業の場合)	1日あたりの売上高の減少額×4割となります。 上限額は、 ①午後9時までに営業時間を短縮する認証店(酒類の提供可)及び非認証店は、20万円/日、若しくは前年度(2021年2月、3月)、前々年度(2020年2月、3月)又は前々々年度(2019年2月、3月)の1日あたり売上高×3割の低い方 ②午後8時までに営業時間を短縮する認証店(酒類の提供不可)は20万円/日 となります。 ※1日あたりの売上高の算出方法はNo.14と同様です。
16	要請期間内で①午後9時までの営業時間短縮②午後8時までの営業時間短縮を変更できますか？(認証店の場合)	午後9時までの営業時間短縮又は午後8時までの営業時間短縮の選択については、2月14日(月)～3月6日(日)、3月7日(月)～3月21日(月・祝)の各期間内でそれぞれ統一してください。
17	通常営業時間が午後8時を超え、午後9時以内の場合はどうすれば良いですか？(認証店の場合)	協力金の申請を行うには、すべての期間において営業時間を午後8時までに短縮する必要があります。なお、通常営業をすることも可能ですが、その場合は協力金の支給対象外となります。
18	現在、認証申請中ですが、認証店になれば、①午後9時までの時短営業、②午後8時までの時短営業を選択できるのですか？	【対象期間Ⅰ：2月14日(月)～3月6日(日)】 遅くとも2月14日(月)までに認証を受けた場合のみ、2月14日時点で①「午後9時までの時短営業」、又は②「午後8時までの時短営業」のいずれかを選択できます(対象期間Ⅰの期間中で統一してください)。 なお、2月15日(火)から3月7日(月)までの間に認証店となられた方は、協力金上は非認証店と同一の取り扱い、「営業時間短縮午後8時まで」、「酒類提供不可」、「協力金1日あたり2.5万円～7.5万円」となります。 【対象期間Ⅱ：3月7日(月)～3月21日(月・祝)】 遅くとも3月7日(月)までに認証を受けた場合のみ、3月7日時点で再度①「午後9時までの時短営業」、又は②「午後8時までの時短営業」のいずれかを選択できます(対象期間Ⅱの期間中で統一してください)。 なお、3月8日(火)以降に認証店となられた方は、協力金上は非認証店と同一の取り扱い、「営業時間短縮午後8時まで」、「酒類提供不可」、「協力金1日あたり2.5万円～7.5万円」となります。
19	1日あたりの売上高はどうやって確認しますか？	【売上高方式の場合】 前年度(2021年2月、3月)、前々年度(2020年2月、3月)又は前々々年度(2019年2月、3月)の確定申告書の写し、店舗若しくは事業部門ごとの <u>月別売上</u> が確認できる書類等の写しをもって確認します。 【売上高減少方式の場合】 今回(第8回)の時短要請に協力した期間に対応する前年度(2021年)、前々年度(2020年)又は前々々年度(2019年)の <u>日別売上</u> が確認できる書類等の写し(売上台帳等の写しを含む)をもって確認します。 ※上記書類が無い場合に必要となる書類については、【はじめにお読みください】の「3 必要書類」の部分をご覧ください。
20	複数店舗を有していますが、店舗の数だけ協力金が交付されますか？	原則、対象店舗毎に算定され、申請者にまとめて交付されます。
21	複数店舗を経営している。確定申告書は事業所として1つしかないが、どうやって各店舗の売上を確認しますか？	前年度(2021年2月、3月)、前々年度(2020年2月、3月)又は前々々年度(2019年2月、3月)の店舗若しくは事業部門ごとの月別売上が確認できる書類等の写し(売上台帳等の写しを含む)をもって確認します。

No.	質問	回答
22-①	新規開業特例について、いつから営業を開始していれば協力の金の交付対象となりますか？	遅くとも各対象期間初日の前日（対象期間Ⅰ：2月13日、対象期間Ⅱ：3月6日）までに時短営業要請の対象となる店舗をオープンし、通常営業時に午後8時（※）～午前5時の間の営業が確認できる場合、協力の金の対象となります。 ※認証店の方で午後9時までの時短営業（酒類提供可）を行う場合は午後9時 ただし、通常営業時間等の確認にあたっては、営業実態の確認等のため、追加で書類提出（チラシ、メニュー表、売上台帳、賃貸借契約書等）及び調査への対応をお願いすることがあります。
22-②	新規開業特例における1日当たりの飲食業売上高は、どのように算定したらいですか？	1日当たりの飲食業売上高 = (新規開店日から時短協力開始日の前日までの飲食業売上高) ÷ (新規開店日から時短協力開始日の前日までの日数) ※なお、上記期間に令和4年2月13日以前の時短営業要請期間が含まれる場合は、以前の時短営業要請期間における飲食業売上高及び日数を除いて、1日あたりの飲食業売上高を算定することも可能です。
23	令和2年2月14日以降に開業した場合（新規開店特例の対象を除く）、必ず令和2年又は令和3年の2月、3月の売上高で算定しなくてはならないのですか？	令和2年2月14日以降に開業した店舗については、1日当たりの飲食業売上高を（任意の決算年度における売上高）÷（当該決算年度の総日数）として算定することも可能です。 申請額の算定に当たっては、新規特例用の協力金支給申請額計算書（様式2）をご利用ください。 ※なお、上記期間に令和4年2月13日以前の時短営業要請期間が含まれる場合は、以前の時短営業要請期間における飲食業売上高及び日数を除いて、1日あたりの飲食業売上高を算定することも可能です。

■協力の金の申請方法について

No.	質問	回答
24	申請を紙で行いたいですが、どこに行けばもらえますか？	熊本県庁本館1階の情報プラザ、各地域振興局及び熊本市役所本庁舎8階の経済政策課で配布します。
25	申請期間は？	3月22日（火）から受付を開始し、期限は4月22日（金）です。
26	第8回協力の金のうち、対象期間Ⅰ（2月14日（月）～3月6日（日））の分を分割で申請・受給することは可能ですか？	第8回協力の金は、分割支給できません。 第8回協力の金の全期間分（2月14日（日）～3月21日（月・祝））について、申請受付開始日（3月22日（火））以降に一括で申請ください。
27	申請後、協力の金はどれくらいでもらえますか？	申請受付後速やかに審査を行い、できる限り早期にお手元に届くよう努めます。
28	現金でもらえませんか？	現金支給はできません。 申請受付後速やかに審査を行い、後日、口座に振り込みます。
29	申請方法については前回と同じですか？	電子申請及び紙による申請を受付けます。

No.	質問	回答
30	必要書類となっている店舗の外観と内観が確認できる写真とはどのような写真ですか？	<p>店舗の写真については、以下の内容が写っているものをご提出ください。</p> <p>【外観】 概ね建物全体が確認できるもの（看板を含む）。 ビルテナントの場合は、看板や入口ドアが確認できる写真をご提出ください。</p> <p>【内観】 飲食スペースにおいて、感染防止対策（パーティション設置等）が行われていることがわかるもの。 なお、キッチンカー・屋台についても、キッチンカー・屋台及びその場で飲食をさせる設備（感染防止対策をしたテーブル等）が確認できる写真をご提出ください。</p>
31	第7回協力金（1月21日(金)～2月13日(日)分）と第8回協力金（2月14日(月)～3月21日(月・祝)分）を一括で申請することは可能ですか？	<p>お手数をおかけしますが、それぞれ必要書類一式を作成のうえ、申請ください。</p> <p>※第8回協力金の申請受付開始（3月22日（火））以降に、同じ封筒でまとめて郵送いただいてもかまいませんが、<u>第7回協力金の申請期限が4月1日（金）までとなっていますので、ご注意ください。</u></p>

■その他

No.	質問	回答
32	営業時間を実際に短縮しているかどうか、調査は実施しますか？	<p>これまでも、飲食店等を対象とした見回り活動を行っております。</p> <p>なお、交付要件を満たさない事実、虚偽申請、不正受給などが発覚した場合は、協力金の返還や協力金と同額の違約金を請求する場合があります。</p>
33	食品衛生法の飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の期限がきれているが協力金はもらえるのか？	<p>営業許可証に記載されている有効期間は時短等要請期間及び協力金申請時において有効でない場合は、原則として協力金をお支払い出来ません。</p>
34	熊本県感染防止対策認証店とはなんですか？	<p>熊本県内の飲食店における感染防止策を強化し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を継続的に抑えこむとともに、感染防止策を県が第三者として認証を行うことで、飲食店の利用客増加につなげ県内飲食業の振興を図ることを目的とする制度です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八代市以外の飲食店の方は、熊本県感染防止対策認証制度事務局にお問い合わせください。 Tel：096-353-6330（受付時間：平日10時00分～18時00分） ・八代市内の飲食店の方は、安心なまちやつしろプロジェクト推進会議事務局にお問い合わせください。 Tel：070-7651-8246（受付時間：平日9時00分～16時00分）